

写

各県立学校長 様

埼玉県教育委員会教育長

まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応（一部強化）について（通知）

日頃より新型コロナウイルス感染症の対策について、適切かつ迅速な対応をいただいていることに感謝申し上げます。

さて、まん延防止等重点措置期間における県立学校の対応については、令和4年1月20日付け教高指第2226号「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応について（通知）」及び令和4年1月19日付け教保体第1564号「まん延防止等重点措置の決定に伴う県立学校における部活動の取扱い」を踏まえて、取り組んでいただいているところで

す。県立学校においては、新型コロナウイルス感染症により学年閉鎖や学級閉鎖を行う学校が急増するなど、かつてないスピードで感染が拡大していることから、より感染対策を強化するため、令和4年1月25日埼玉県新型感染症専門家会議が開催され、「まん延防止等重点措置に伴う県立学校の対応（一部強化）」（別添資料1）が決定されました。

各学校においては、本日以降、前出の通知及び本通知を踏まえ、感染対策を徹底するようお願いいたします。

記

1 変更点について

(1) 必要に応じてオンライン学習等を活用した分散登校を実施すること。

ア 県立中学校及び高等学校においては、感染リスクを可能な限り低減しつつ、学校教育活動を継続するため、学校や地域の感染状況等を踏まえ、必要に応じて、始業時刻の繰り下げや短縮授業、オンライン学習等を活用した分散登校を行うこと。

なお、分散登校を実施する際は、高校教育指導課教育課程担当まで連絡すること。

イ 県立特別支援学校においては、職業学科・高校内分校において生徒の通学方法等、学校の実情に応じて始業時刻の繰り下げ等を行うこと。また、職業学科・高校内分校以外の特別支援学校において、公共交通機関を利用している児童生徒については、地域の状況、障害の実態を踏まえて対応すること。

(2) 授業において、感染防止対策を講じてもなお感染のリスクが高い活動については行わないこと。

なお、専門学科において実習等を行う場合は、換気や衛生管理を徹底し、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

ア 長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動

イ 音楽における近距離で行う合唱及び管楽器演奏

ウ 家庭科における調理実習

エ 理科における近距離で活動する実験及び観察

オ 県立特別支援学校の生活単元学習等における調理実習、専門教科及び作業学習における外部の方を対象にした活動

カ 保健体育における、密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動、発声を伴う運動（声を発しながらランニングを行う等）

(3) 部活動の活動日数等を制限する。

ア 活動日及び活動時間について

活動は課業日（土曜授業を行う日を含む）のうち2日以内、1日の活動を90分以内とすること。

活動日数	活動時間	校外活動 (合同練習・練習試合)	泊を伴う活動
平日の週2日以内 ※週休日及び休日の活動 禁止	90分以内	禁止	禁止

※ 分散登校による授業を実施している際は、登校している生徒のみの活動とすること。（生徒を午前・午後で分散登校させる場合、午前中に登校した生徒は部活動を行わずに帰宅させること）

※ 全国大会や関東大会（及びその予選会）やコンクール（定期演奏会を含む）に出場する場合は、大会開催初日（長期に渡るリーグ戦による大会の場合は試合当日）の14日前から「埼玉県の部活動の在り方に関する方針」に基づく活動ができるものとする。

ただし、他校との合同練習や練習試合は行わない。

※ 分散登校を行っている場合でも、やむを得ず必要な場合に限って、大会に出場を予定する生徒を部活動の時間に合わせて集合させて練習を行うことも可能とする。ただし、平日2日の範囲を超える活動を行う生徒の人数については、必要最小限とすること。

イ 活動の留意事項等について

上記以外の留意点等については、令和4年1月19日付け教保体第1564号「まん延防止等重点措置に伴う県立学校における部活動の取扱いについて（通知）」の内容を改めて徹底すること。

2 その他

ICT活用を滞りなく実施するためには、日頃より最悪の事態となることを想定し、学習保障や学校行事等において準備・活用することが重要である。

- (1) オンライン学習を実施するにあたっての留意点や教材作成のための参考情報などは、学校間ネットワークのICT教育推進課ポータルサイトや県立総合教育センター家庭学習支援サイトを参考に活用すること。
- (2) ICT環境や技術などに関する個別の課題や技術的に不明なことについては、ICT教育推進課のWEB相談窓口を活用すること。

【感染防止対策に関すること】

担 当 保健体育課 健康教育・学校安全担当

電 話 048-830-6963

【体育の授業・運動部に関すること】

担 当 保健体育課 学校体育担当

電 話 048-830-6947

【学習指導・文化部に関すること】

担 当 高校教育指導課 教育課程担当

電 話 048-830-7391

【ICT活用に関すること】

担 当 ICT教育推進課 ICT教育指導担当

電 話 048-830-6625

【特別支援学校に関すること】

担 当 特別支援教育課 特別支援学校教育指導担当

電 話 048-830-6886